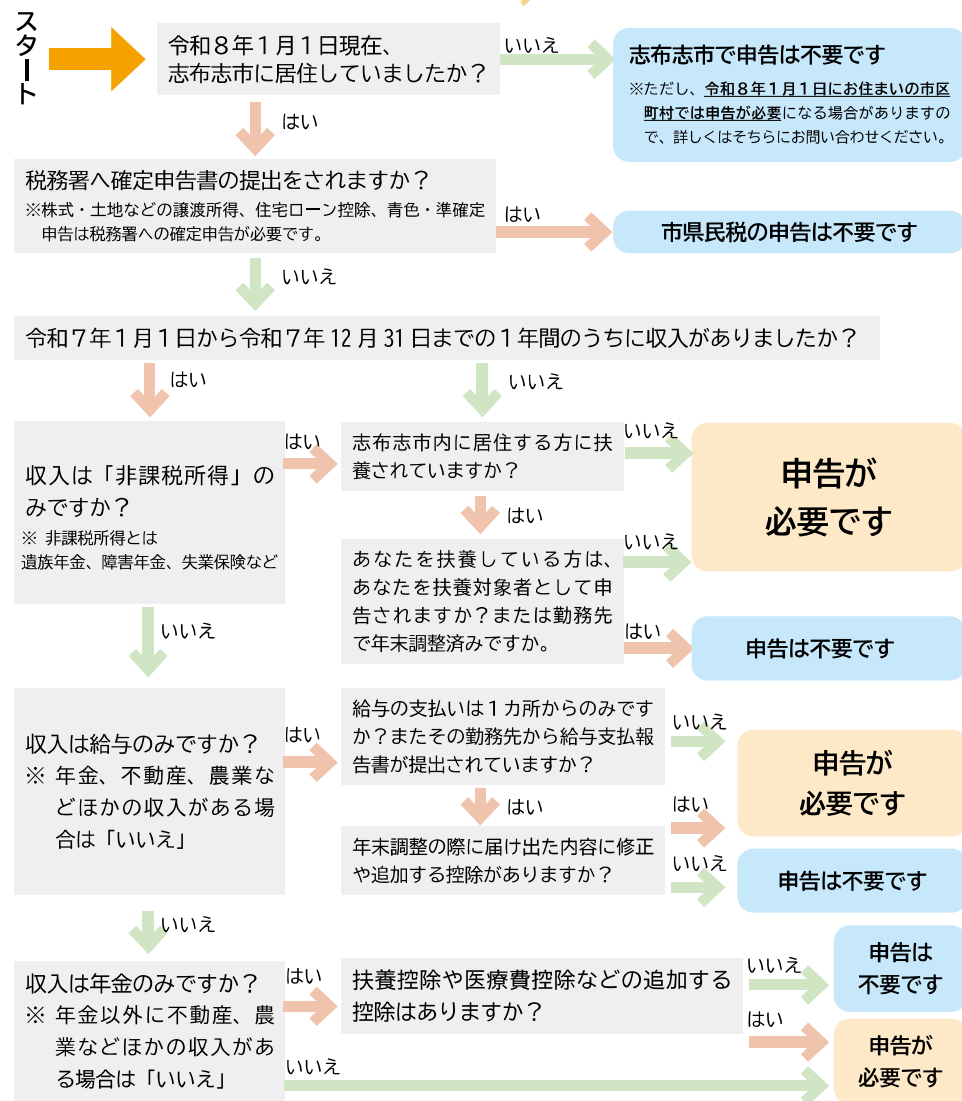


市県民税の申告確認フローチャート



【大隅税務署からの申告相談のご案内】

期間 2月16日（月）～3月16日（月）

（土日、祝日を除く9時～15時）

会場 大隅税務署

（曾於市大隅町岩川 6491-2 大隅合同庁舎 4 階）

確定申告電話窓口相談 大隅税務署 TEL 099-482-0007

申告は便利な e-Tax の利用をご検討ください

申告会場での相談は入場整理券が必要です。入場整理券は当日配布のほか、国税庁 LINE 公式アカウントにて事前に発行することもできます。詳しくは国税庁ホームページまたは税務署にお尋ねください。

TOPIC

市県民税の申告相談

■問い合わせ先：税務課 課税グループ TEL 472-1111

◆ 申告相談日程表（土曜・日曜・祝日を除く）

日 程	場 所	対 象
2月10日（火）	松山申告相談	尾野見地区の方
2月12日（木）	老人福祉センター	泰野地区の方
2月13日（金）	（市役所松山庁舎となり）	新橋地区の方
2月16日（月） 3月16日（月）	松山地域：市役所松山庁舎1階会議室 志布志地域：市役所志布志庁舎1階会議室 有明地域：有明地区公民館大会議室（市役所有明庁舎となり）	混雑を緩和するため、地区ごとに受付日を設けています。ご協力をお願いします。

※申告相談期間中は窓口での申告相談は受け付けておりません。申告会場までお越しください。

◆ 受付時間 9時～11時30分、13時30分～16時

申告相談の初日や最終日、月曜日は大変込み合います。時間に余裕を持ってお越しください。

◆ 申告のときに持参するもの

- ① 給与または公的年金を受給している方は、給与所得の源泉徴収票、公的年金の源泉徴収票
- ② 令和7年中の申告用証明書や医療費の領収書など

【申告用証明書】

社会保険料、国民年金、生命保険料、地震保険料

※例年1月下旬に送付していた、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の申告用

納付額証明書について、電子申告の普及に伴い令和7年中納付分から送付を廃止しました。

証明書が必要な方は、市ホームページにて取り寄せ方法をご確認ください。

▼詳細はこちら



- ③ 事業収入などがある方は、必要経費などの領収書または証明書、帳簿類
※ 肉用牛売却所得がある方は、肉用牛売却証明書など
- ④ 通帳、障害者手帳（または障害者控除対象者認定書）、戦傷病者手帳など
- ⑤ マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード+身分証明書（運転免許証など）

◆ 注意事項

- 農業・営業・不動産などの所得や医療費控除の申告をされる方は必ず計算を済ませてからの申告をお願いします。実際に支払った医療費から、補てん金額と10万円（総所得金額等が200万円未満の場合は、総所得金額等の5%）を差し引き、残った金額が医療費控除額として適用されます。

令和8年度申告分（令和7年分の所得等に対する申告）から個人住民税の電子申告ができます

スマートフォンやパソコンを用いて、eTAX（エルタックス）から個人住民税に関する申告ができます。

申告会場へ出向く必要がなく、24時間、365日いつでも申告可能です。

※ 住民税申告は原則3月16日までに申告する必要があります。

住民税申告の電子申告がおすすめの方

- ・令和7年中の収入がない方や非課税所得（遺族年金や障害年金など）のみの方
- ・給与または年金のみの収入で所得税の還付や納付がない方
- ・申告相談会場へ来場することが難しい方 など